

第 83 号議案

指定管理者の指定の件（神戸ファッション美術館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸ファッション美術館

2 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体

代表者 株式会社神戸新聞地域創造

代表取締役 西海 恵都子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸ファッション美術館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。